

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限の延長について

令和3年7月から支給している新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」といいます。）について、申請期限を延長します。

1 経緯

新型コロナウイルス感染症の日常生活への影響が長期化する中、生活困窮世帯を支援するため、社会福祉法人港区社会福祉協議会が実施している総合支援資金の再貸付終了者等で一定の要件を満たす生活困窮者に対し、自立支援金を支給しています。

このたび、国は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の生活困窮者に対する支援として、自立支援金の申請期限を令和4年6月30日から令和4年8月31日へ延長したため、支給を継続します。

2 概要

(1) 支給額（月額）

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人以上世帯
支給額	60,000円	80,000円	100,000円

(2) 支給期間 最長3か月（一定の条件により3か月の再支給が可能）

(3) 支給方法 申請者から指定された金融機関の口座へ振込

(4) 対象

- ・総合支援資金の再貸付が終了した世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認とされた世帯
- ・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付が終了した世帯

※ 収入要件、資産要件、求職活動等要件を満たすこと

なお、求職活動の要件については、令和4年4月26日から月2回以上としているハローワーク等での職業相談等及び原則週1回の企業への応募等について、それぞれ月1回以上に緩和されました。

(5) 申請期限 令和4年8月31日（当日消印有効）

(6) 今後の申請件数（想定）

702件×3か月（延べ2,106件）

(7) 費用見込額

事業費（支援金）144,360千円

※国庫補助の対象（補助率10/10）

3 申請方法

原則郵送により申請を受け付けています。

※毎月対象となると思われる方へ申請書を送付

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年 6月 1日 広報みなと掲載

6月 令和4年第2回港区議会定例会に補正予算案を提出

8月31日 申請締切